

# 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号、以下「政令」という。）、長野県財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号、以下「県規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、公益財団法人長野県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものです。

## 1 競争入札に付する事項

別記 1 のとおりです。

## 2 競争参加者に必要な資格

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項又は県規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこととします。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に参加する者に必要な資格（平成 30 年長野県告示第 588 号）の「その他の契約」の等級が A 又は B に区分されている者であることとします。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこととします。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。
- (7) 競争参加者又はその代理人は、公告に記載する 4 の (4) 及び上記 (2) の事項について、別紙様式 1 及び様式 1-2 を準用し、これを証明のうえ 3 月 11 日（水）午後 1 時まで別記 3 の (2) へ提出してください。

この際、様式 1 においては、業務契約書の写しを添付してください。なお、公社を発注者とする契約業務を履行した実績を有する者にあっても契約書の写しは添付してください。

また、様式 1-2 においては、長野県知事が発行した競争入札参加資格確認通知書の写しを添付してください。

## 3 入札及び開札

- (1) 競争参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）及び本入札説明書を熟覧し承諾の上で入札しなければなりません。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記 5 に掲げる問い合わせ先に説明を求めることができます。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) この入札は、1 月当たりの賃借料について見積もらなければなりません。
- (3) 競争参加者又はその代理人は、別紙様式 2 による入札書を直接提出しなければなりません。郵便、電話、電報、テレックス、ファックス、コピーその他の方法による入札は認めません。
- (4) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国

通貨による表示に限るものとします。

- (5) 入札の日時及び入札の場所は、別記3の(1)のとおりとします。
- (6) 競争参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式2による入札書を提出しなければなりません。
  - ア 借入等をする物品名
  - イ 入札金額
  - ウ 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び競争入札参加資格審査申請書又は委任状（別紙様式3）へ押印した印鑑の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
  - エ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (7) 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければなりません。
- (8) 競争参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (9) 競争参加者又はその代理人が協定し、又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがあります。
- (10) 競争参加者又はその代理人の入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとします。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、競争参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (11) 競争参加者又はその代理人は、賃貸借料の支払い方法等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとします。
- (12) 開札の日時及び開札の場所は、別記3の(1)のとおりとします。
- (13) 入札回数は、3回を限度とします。第3回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第3回目の最低入札者と政令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約とします。なお、この場合の見積り回数は3回を限度とします。
- (14) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとします。
- (15) 競争参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができません。
- (16) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示し、当該代理人は入札権限に関する委任状を提出してください。
- (17) 競争参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか入札場を退場することはできません。
- (18) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させます。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (19) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人になることはできません。

(1) 競争参加者又はその代理人は、入札公告に規定する入札保証金について、現金で納付する場合は、令和8年3月11日（水）午後1時30分までに別記6に掲げる場所で納付してください。

また、入札保証金に代わる担保等を提供する場合は、令和8年3月11日（水）午後1時30分までに別記6の場所に提供してください。この場合の入札保証金又は入札保証金に代わる担保等の額は、入札しようとする1月当たりの賃借料の額（消費税込み）に12を乗じた額の100分の5以上とします。

なお、入札保証金について免除要件に該当するか否かは、別紙様式1を用いて審査します。この審査において、県規則第127条各号に該当すると認められた場合は入札保証金の納付を免除します。納付が必要な競争参加者には、その旨通知します。

(2) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとします。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えてください。

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	独立行政法人等登記令(昭和39年政令第28号)第1条に規定する法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応じる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

(3) 競争参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のア又はイであるときは、証券を提出してください。

(4) 競争参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のウであるときは手形を、金融機関の保証が必要であるときは、金融機関の保証書を添付して提出してください。

(5) 競争参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のエであるときは小切手及び金融機関の保証書を添付して提出してください。

(6) 競争参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のオであるときは当該保証書を添付して提出してください。

(7) 競争参加者又はその代理人は、保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を提出してください。

(8) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金は、速やかにこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後に、これを還付するものとします。

(9) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、公社に帰属するものとします。また、納付を免除された場合においては、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収します。

## 5 無効の入札書

入札書で次の各項の一に該当するものは、これを無効とします。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札人が協定して入札した入札書
- (4) 調達業務名及び入札金額のない入札書
- (5) 競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、1月当たりの賃借料の金額が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低の価格である申込みをした者を契約の相手方とします。
- (2) 1月当たりの賃借料が同価である者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは入札執行事務に関係のない職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定するものとします。
- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがあります。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとします。

## 7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに、契約金額の1月当たりの賃借料の額に12を乗じた額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付又は提供しなければなりません。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類、価値及び手続きは、4の(2)から4の(7)までの入札保証金の定めを準用します。
- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、公社に帰属するものとします。また、納付を免除された場合においては、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収します。

- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付します。

## 8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から起算して5日以内に契約書の取りかわしをするものとします。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに公社が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとします。
- (3) (2)の場合において公社が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとします。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 公社が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとします。

## 9 契約条件

別添契約書（案）のとおりです。

## 10 入札者に求められる義務

競争参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた調達業務に係る経済上の要件及び技術仕様・適合性の説明並びに必要な説明資料について、令和8年3月11日（水）午後1時までに提出し審査を受けることとします。

なお、不備事項については開札日の前日までに、競争参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

## 11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の問い合わせ先

（郵便番号） 380-0837

（所在地） 長野市大字南長野字幅下 667 番 6 長野県土木センター 5階

（機関名） （公財）長野県下水道公社

（電話番号） 026-232-2373

## 12 その他必要な事項

- (1) 入札に関する事務を担当する課等の名称及び所在地は別記4のとおりです。
- (2) 競争参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとします。
- (3) 本件調達に関する問い合わせ先は、別記5のとおりです。

## 別 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品名  
自動車のリース契約 1台
- (2) 調達する物品の規格、品質、性能等  
別添仕様書のとおり
- (3) 調達業務の履行期間  
令和8年6月25日から7年間
- (4) 納入期限  
令和8年6月25日(木)
- (5) 調達契約に係る入札公告の日付  
令和8年3月5日(木)

### 2 競争参加に必要な等級等

長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)の「その他の契約」の等級がA又はBに区分されている者であることとします。

### 3 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所  
(開札日時) 令和8年3月13日(金) 午前11時  
(開札場所) 長野市大字南長野字幅下667番6  
長野県土木センター 1階 101・102会議室
- (2) 入札に参加できる者であることを証明する書面の提出場所  
(郵便番号) 380-0837  
(所在地) 長野市大字南長野字幅下667番6  
(機関名) (公財)長野県下水道公社

### 4 入札に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

- (担当係名) (公財)長野県下水道公社 経営企画部  
(郵便番号) 380-0837  
(所在地) 長野市大字南長野字幅下667番6

### 5 本契約に関する問い合わせ先

- (機関名) (公財)長野県下水道公社 経営企画部  
(郵便番号) 380-0837  
(所在地) 長野市大字南長野字幅下667番6  
(電話番号) 026-232-2373

### 6 入札保証金の納付先及び入札保証金に代わる担保等の提出先

- (機関名) (公財)長野県下水道公社 経営企画部  
(郵便番号) 380-0837  
(所在地) 長野市大字南長野字幅下667番6